

おしらせ

第 128 号

2018. 4. 1 発行

マイナンバー収集に関するお願い

- ◆ 平成 30 年 3 月から、日本年金機構のこれまで基礎年金番号を記載していた書類に原則としてマイナンバーを記入することになりました。また 5 月から、雇用保険手続きに関する書類（資格取得届、資格喪失届、高年齢雇用継続給付支給申請等）にマイナンバーの記載が必須となります。マイナンバーの収集が遅れますと、諸手続きが滞り被保険者証の交付が遅れるなどの影響があります。別紙「個人番号届出書」をご利用の上、確実なマイナンバーの収集をお願いいたします。

＜「個人番号届出書」使用に関する注意点＞

- ・コピーする場合は必ず両面コピーの上、お使い下さい
- ・用紙は「採用時用」と「扶養増用」の 2 種類あります
- ・20 歳以上 60 歳未満の配偶者からマイナンバーの提供を受ける場合は、当該配偶者の署名押印をいただく箇所があります

健康保険被扶養者異動のご確認を

- ◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。今年度も 6 月上旬から、協会けんぽによる「被扶養者資格の再確認」が行われる予定です。

ちなみに昨年度の再確認の結果は下記のとおりです。

＜平成 29 年度の実施結果＞

- ・被扶養者の削除人数： 7.6 万人（全国で）
- ・削除による効果： 18 億円程度
- ・削除理由： 「就職したが削除する届出を提出していなかった」が大半
(全国健康保険協会ホームページより)

適正に削除の手続きを行うことで協会けんぽから高齢者医療制度への負担額が減少し、ひいては保険料負担の軽減につながります。ご協力をよろしく申し上げます。

労働基準監督署の監督指導体制が強化されます

- ◆ 4 月から、全国の労働基準監督署において時間外休日協定のチェック・指導を行う指導員や、事業所を訪問し労働時間管理の適正化をアドバイスする指導員が大幅に増員され、長時間労働の是正に向けた監督指導が強化されます。働き方改革関連法案と合わせ、労働時間の把握を法律で義務付ける（パソコンの使用時間やタイムカードによる出退勤時刻の記録が想定されています）労働安全衛生法施行規則の改正も行われる見込みで、今後、すべての労働者について勤怠管理の体制を整えることが一層大切になってきます。

* 雇用保険料の免除

4 月 1 日現在、満 64 歳以上（昭和 28 年 4 月 1 日以前に生まれた方）については、4 月分の給与から雇用保険料が免除になりますので、ご確認下さい。